

現代日本における被害者像の変遷に関する一考察

森川 友子

1. はじめに

日本における犯罪被害者支援の制度および社会的認識は、欧米先進国と比較して「20年遅れている」と言われながらも、1900年代後半より急ピッチで法整備が進むとともに、犯罪被害者の置かれている実態や心情について、報道や書物を通して一般市民に届くところとなってきた。犯罪被害者・遺族は、その体験を通して、犯罪被害を生まない社会への願いを投げかけているが、悲惨な犯罪は後を絶たない。被害者の声を私達日本の市民が、果たしてどれだけ自分のこととして心に入れ、生き方に反映させることができているのだろうか。

本論文では、1990年代以降からの日本が被害者に関する認識をどのように変遷させてきたかを、できるだけ一般市民全体の観点から振り返って再現するとともに、現代日本の被害者に関する認識の課題を検討することを目的とする。

2. 被害者像の認識に変化をもたらした事象

1990前後から2006年現在にかけての十数年間で、日本での被害者に対する認識は、

- 被害者の心情および人権への理解
- 被害に対する認識の拡大（従来埋もれていた被害を、被害としてとらえてよいのだという意識）

の二点で変化してきているように見受けられる。それぞれについて、影響を及ぼしたと考えられる事象を振り返ってみたい。

(1) 被害者の心情および人権への理解

① 阪神・淡路大震災

1995年1月17日に発生し日本全体に衝撃をもたらした阪神淡路大震災発生は、一般市民が大規模な「被災者支援」を行った最初の災害とすることができる。災害の様子が連日報道される中、全国からボランティアが参入、支援物資が寄せられた。

「心のケア」の様子もまた報道された。各地から集結した臨床心理士が避難所を巡回し、校内放送を利用して被災者全員に、被災後のストレス反応についての情報提供が行われた。市民ボランティアも被災者の話しを聴きたいと志願し、仮設住宅を巡回した。この過程で、恐怖によって人は精神的打撃を受けるということ、ケアを受けてしかるべきというということが常識化するきっかけとなった。この頃の様子について小西(1996a)は、「阪神・淡路大震災以来、何か大事件があれば『PTSD』という言葉が新聞紙面に登場するようになった(略)…PTSDという病名を知っている人などほとんどいなかった二、三年前とは隔世の感があるけれど、それがどんな症状を持つどんな障害なのか正確にわかっている人は少なくて(略)」と記している。その後奥尻島地震をはじめ、重大事件災害に際して「心のケア」がなされることとなった(大塚ら2002)。

② 犯罪被害不安の増大

社会安全研究財団(2002)が全国2000人の成人に対して行った意識調査によると、「自分が犯罪被害にあいそうな不安」が、1997年度で27%、1998年度で37%、2002年度では41%となっており、年を追うごとに犯罪被害不安が増大していることが示されている。

一般市民が多数被害に遭った1995年3月の地下鉄サリン事件や、1996年度以降の犯罪増加は、そうした意識に直接の影響を与えているだろう。平成14年度版犯罪白書(法務総合研究所2002)は、強盗、傷害、性犯罪、住居侵入など暴力的色彩の強い9罪種について認知件数等の推移を分析し、「いずれの罪種でも、平成8年(1996年)ないし10年ごろをターニング・ポイントとして顕著な増加を示して」いるとし、死傷被害者数の増加や来日外国人犯罪の増加などの特徴を指摘している。

③ 犯罪被害者の人権のクローズアップとその報道

1991年10月、犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウムで、諸外国の犯罪被害者支援制度が紹介された際、フロアの犯罪被害者遺族から日本の遅れが指摘されたことがきっかけで、急速に犯罪被害者支援制度の検討が進んでいった。1992年3月東京医科歯科大学に日本初の犯罪被害者相談室が設立され、同年4月犯罪被害者実態調査研究会が発足、日本ではじめて本格的な実態調査が開始された(宮澤1996)。1996年2月には警察庁が被害者対策要綱を打ち出し、各都道府県警は犯罪被害者対策の部署を新設、全警察官に対する被害者対策の教養(=授業)を開始した。

特に実態調査でその二次被害の深刻さが明らかになった性犯罪被害については、被

害者への配慮について、慎重な検討が重ねられた。村本（2001）によると、性犯罪に関しては1983年に日本初のレイプ救援機関「東京強姦救援センター」設立、1885年に落合恵子「ザ・レイプ」の出版など、女性の地道な活動があったとされているが、広く一般市民が性犯罪について身近なこととして知るようになったきっかけは、レイプ被害の後遺症に苦しむ女性と、そのパートナーの苦闘が描かれたドラマ「真昼の月」（TBS系、1996年7月～9月）であろう。レイプについてはしばしば「被害女性は派手な格好で挑発した」など、極端な被害者像を持たれる傾向にあるが、このドラマではそのような種々の「強姦神話」を廃し、自分の人生を取り戻すために懸命に模索する被害者像が伝えられた。この頃犯罪被害者関連の書籍として、小西聖子(1996b)「犯罪被害者の心の傷」、Herman (1992, 中井久夫訳1996)「心的外傷と回復」が刊行され、関心を持つ人は被害者の心理や支援について詳細に勉強できるようになった。

1999年には検察庁が全国統一の被害者通知制度など被害者支援制度を整備。世論の支持に後押しされ、2000年5月19日にはいわゆる犯罪被害者保護二法（「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」）が公布され、性犯罪の告訴期間の見直し、性犯罪被害者等の証人の負担軽減（ビデオリンク方式による証人尋問等）、犯罪被害者の刑事手続の関与（被害者等の傍聴に対する配慮等）などが折り込まれた。その後も2005年12月に「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定されるなど、被害者支援は進展を続けている。

機運の高まりと機を一にして、新聞・TVなどマスコミ各社は1996年以降、被害者の人権や心情に関する特集記事・番組を積極的に制作するようになった。事件一般における被害者の報道のありかたも変化した。被害者や遺族の生活場面での過度の取材を控え（傍示ら2003）、代わりに被害者遺族の記者会見や手記が報道されるようになった。これにより、被害者のプライバシーを暴くような報道は陰を潜め、被害の深刻さと被害者の心情が強調されるようになった。

こうして犯罪被害者遺族は「一方的に報道される人」ではなく、「自ら伝える人」という立場を取るようになっていった。子どもの殺害事件で安全対策の必要性を指摘する遺族（2005年11月17日朝日新聞、2005年12月9日朝日新聞など多数）、「性犯罪の抑止につながるのであれば、できる範囲で性犯罪の被害を報道しても構わない」と話す遺族（毎日新聞2006年7月9日）など、犯罪被害者は今まで以上に、社会に強いメッセージを語る存在となっている。

(2) 被害に対する認識の拡大

さて、深刻な被害を負った被害者への認識の変化とは別に、ここ十数年間で、身近な被害を「被害」として定義する（できる）ようになったという特徴がある。

① セクシュアル・ハラスメント

アメリカにおいてその概念が広がったのは1970年代であるが、セクシュアル・ハラスメントに関する日本初の書籍は、1988年発刊の「日本語版 性的いやがらせをやめさせるためのハンドブック」(働くことと性差別を考える三多摩の会訳)である。中下ら(1991)は、「セクシュアル・ハラスメントという言葉がマスコミを駆けめぐり始めたのは1989年4月頃」「女性雑誌『モア』が6月号で取り上げたのを皮切りに週刊誌が次々と取り上げ、テレビ等もこれに続いた」としている。セクシュアル・ハラスメントという言葉はその年の流行語大賞にもなった。1989年には上司から性的な中傷を受けたとする女性が福岡地裁に提訴。日本初の本格的なセクシュアル・ハラスメント裁判とされ、1992年に全面勝訴した(晴野2001)。

1989年の民間調査をみると、視線や動作・言葉によるいやがらせ・脅かしを受けたことがある女性は56.2%、性的関係の強要や強姦を含む暴力行為を受けた女性は24.2%となっており、セクシュアル・ハラスメントは当時の女性にとって、過半数の人に経験があることであった(働くことと性差別を考える三多摩の会1991)。そのような非常に身近な事象を「被害」と定義し、自分のこととして見つめることになったのである。

ただし、この頃の「ブーム」について、中下ら(1991)は「マスコミの話題に上ったわりには、セクシュアル・ハラスメント絶滅の方策は語られず、興味本位に終わった感」があると述べる。1992年～1993年にかけて大阪府労働事務所・女子労働者センターにより、男女487人に対して行われた調査(朝日新聞1993年6月28日掲載)は、「被害者の女性にもセクハラを受ける誘因または原因がある」(男51%、女28%)、「毅然と対応すれば防げるはず」(男47%、女26%)、「加害者を厳重処分することに賛成」(男18%、女39%)と、被害者に同情的な意見ばかりではないことが示され、当時のセクシュアル・ハラスメントに対する感覚を表している。「セクハラ、セクハラといって騒ぎすぎる」など世間の風当たりも強く、自身を被害者として自己定義することは、勇気がいることでもあった。

1999年から施行された改正男女雇用機会均等法により、事業主のセクシュアル・ハラスメントに対する配慮義務が規定され、事業主は企業内研修等、なんらかの防止対策を行うことが義務となった。ただし都道府県労働局雇用均等室に寄せられるセクシ

ユアル・ハラスメント相談件数は減少してはならず、厚生労働省の発表によると、1999年度4882件、2001年度5925件、2003年度7403件、2004年度についても「相談総件数19668件のうち約4割を占める」（厚生労働省2005）との発表から、単純計算で7867件となり、増加傾向が伺える。セクシュアル・ハラスメントを訴えやすい文化になったという意味で評価できるが、発生は未だ抑止されていないと言える。

このように、課題の多いセクシュアル・ハラスメント問題であるが、その概念は、「アカデミック・ハラスメント」「モラル・ハラスメント」「アルコール・ハラスメント」など、種種の概念が生まれたきっかけとなり、「不快に思っていた嫌がらせを、被害としてとらえてよいのだ」という風潮が生み出された。

② 児童虐待

アメリカ全州で児童虐待の通報義務を定める法律が制定されたのは1967年であるが、日本では1988年、児童虐待に関する初の大規模な調査が厚生省によって行われた。欧米に比べて児童虐待の件数が非常に少ないとの結果であったが、調査結果への異論も少なくなく、厚生省は欧米に準じて児童虐待の定義を作成、性的虐待・精神的虐待・身体的虐待・ネグレクトの四形態を想定した。民間の児童虐待ホットラインが1990年に大阪、1991年に東京で立ち上がり、専門家のグループも増えていった。メディアはそれまで「無理心中」「コインロッカーベイビー」などととらえていたさまざまな事件を、虐待事件として報道するようになった。上野（1994）の調査では、児童虐待という言葉が朝日新聞東京版に登場した回数は1988年2回、1989年9回、1990年20回、1991年22回であったという。文化人類学者Goodman（2004）は、日本の当時の様子を次のように述べている。「1991年の段階では、多数の児童相談所員に話を聞いたが、児童虐待についての話をする人は誰もいなかった。（略）皆一様に日本にはチャイルドアビューズはない、と言い切っていた」。よって児童虐待が国民的注目を集めるようになったのは1990年代からと言える。この頃に児童虐待が取り上げられるようになった理由について、Goodman（2004）およびGoodman（2000、津田訳2006）は、児童養護施設が少子化による施設閉鎖の懸念から虐待児童の問題に注目したことや、家庭内暴力・校内暴力・いじめ・不登校など社会問題を発掘してきたマスメディアが児童虐待を新たなテーマとして見出したことなどを挙げている。どのような理由があつたにせよ、悲惨な生育環境での幼い一生が次々に報道されると、市民の心を捉えた。

2004年4月、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、2005年4月には児童福祉法が改正された。子ども虐待（不適切な養育）が注目され始めて十数年が経ち、以降2006年現在まで毎日のように虐待に関する新しい報道が続き、

一般市民の高い関心が続いている。

③ ストーカー

ストーカーはアメリカで社会的問題として取り上げられ、1990年にまずカリフォルニア州でストーカーに関する規制法が施行された。わが国で急にストーカーの語が一般に知られるようになったのは、1997年1月から3月のドラマがきっかけである（東京放送系ドラマ「ストーカー・誘う女」、日本テレビ系ドラマ「ストーカー・逃げ切れぬ愛」）。それぞれ女性、男性のストーカーに関するもので、執拗なストーキングの恐怖が描かれた。1997年4月「ストーカーの心理学」（福島章）出版。1997年版「現代用語の基礎知識」に「ストーカー」という言葉が初登場するなど急速に浸透した。

被害者相談にかかわる窓口には、ドラマを見て「長年苦しんでいたことにやっと名前がついた」などと、ストーカー被害相談が押し寄せた。しかし当時はストーキングに相当する罪種は住居侵入、器物は損、傷害罪などに限られていたことなどから、1999年10月桶川女子大生ストーカー殺人事件等の惨事を招き、警察等への批判が高まった。このような流れの中、2000年5月ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制に関する法律）が公布、同年11月に施行されるに至った。

それまでストーキングに関しては、「男女関係のもつれ」などと通常の人間関係の延長としてとらえられ、それに応じた被害者像が形成されていたが、その後もたび重なるストーカー殺人被害（2000年4月沼津女子高生ストーカー殺人事件など）により、「誰もが防ぎようのない被害」として社会的認識が定着していったように見受けられる。

④ ドメスティック・バイオレンス

ドメスティック・バイオレンス（以下、DVと略す）という概念が日本に入った経緯について、岡堂（1999）は次のように述べている。「1970年代のアメリカ合衆国において社会的に取り組むべき課題とされて以来（略）、1980年代にシェルターなどの情報がわが国のマスコミで紹介されたけれども、世間も政治家もマスコミ自体も（略）特段の関心を示したとはいえない。（略）1993年の国連総会で女性に対する暴力撤廃宣言がなされてようやく、わが国でも行政レベルでの動きがはじまった」。日本で始めてDVを主題に据えた一般書は、Walker（1979、斉藤学監訳1997）「バタードウーマン～虐待される妻たち」。自治体初の調査は1997年に東京都で行われ、1998年には婦人相談員・弁護士らの手により、日本の被害者の実態をまとめた書籍「ドメスティック・バイオレンス 夫・恋人からの暴力をなくすために」が出版された（夫（恋人）からの

暴力調査研究会 著)。DVに関するはじめての本格的な新聞連載は、1998年11月朝日新聞家庭欄「夫婦間暴力～出口を求めて」(4回シリーズ)だと言えるだろう。こうして1997年から1998年にかけて、一般市民の目に「DV」の文字が飛び込むようになった。

1999年には初の全国レベルの実態調査が開始(内閣府2000)され、2001年には配偶者暴力防止法が成立。2004年に被害者の救済範囲を広げる形で改正された。

内閣府の最新の平成17年度調査(内閣府2006, 有効回答者数2888人)によると、過去1年の間に身体に対する暴力をうけたことがある人は11.2%となっており、DVが今なお広範囲に存在することを明らかにしている。一方でこの平成17年度調査は、DVに関する認識に若干の消極化が生じていることも示している。「身体を傷つける可能性のある物で殴る」「刃物などを突きつけて、おどす」など、深刻な暴力行為については、ほとんどの人が「どんな場合でも暴力にあたる」と考えており、その割合は平成14年度調査と変わりはないが、「平手で打つ」「足で蹴る」「なぐるふりをして脅す」といった、上記に比べると軽微な身体的暴力については、「どんな場合でも暴力にあたる」と考える人が平成17年度では減少していることが示されている。

平成13年度のDV法施行前後ほどにはDVに関する集中的な報道がなされなくなり、「程度の軽いものは、無条件に暴力とまでは言えない」という認識へとやり戻しが起こったようである。ほんの数年間報道が減少したことで、DVに関する認識が下がったことは、日本文化の中に「暴力はどんな理由があっても許されない」という認識が十分に定着しているとはいえないことを意味しているだろう。

⑤ アダルト・チルドレン

「アダルト・チルドレン(以下にACと略す)」とは、依存症者の親のもとで育ち成人してからも独特な生き難さを抱える人を指す言葉で、1970年代にアメリカのソーシャル・ワーカーが用い始め、1980年代にアメリカ社会にその概念が急速に広まったとされる。当時アメリカでは、ベトナム戦帰還兵やレイプへの注目から、トラウマについて関心が深まっていたが、ACの抱える問題は、家庭で長期間に渡る苦痛を被った心的外傷の結果ではないかと論じられた。つまりACは、問題家庭の「被害者」という意味を持つ概念である。やがて、依存症に限らず親が十分な機能を果たせていない家族がACを輩出するという見方がなされ、そのような家庭は「機能不全家庭」と呼ばれるようになった。

日本の書籍でACの概念が最初に紹介されたのは1993年である(「嗜癖する社会」(Schaefer1987, 斉藤訳)。1995年アメリカのクリントン大統領が「自分はACである」

と告白して以来、日本での関心が高まると、ACに関する書籍が、西山(1995)、斎藤(1996)、信田(1996)、緒方(1996)、Whitfield(1989、斎藤ら監訳1997)と立て続けに出版され「一種の社会現象となった」(野口2002)。書籍は1996年前後に集中しており、この頃がACブームのピークといえる。もともと良質なコミュニケーションが取れる家庭の割合は少なく、「ACでない人などいない」ものであるため(野口ら2005)、「自分はACだ」と納得する人が多くなった。その人々のうち一部は治療機関を訪れたが、ACは医学上の診断名ではないため医師から軽視された。相談機関でも軽視の傾向があったのは、ACと自己定義する人の中には、親に謝罪してほしい、他人から配慮されたい等、他者への要求に終始し、なかなか内省が進まないように見えた人もいたためである。(専門家による軽視は日本独自の傾向ではなく、斎藤は「米国ではコアなサイコセラピストも、もちろん精神科医もこの言葉を使って」いないと語っている(野口ら2005))。専門家のこのような態度を見て一般市民の間でも、揶揄の空気が広まっていった。それは自分が加害者と呼ばれることへの防衛でもあったかもしれない。ある程度の年齢の人であれば、ACを作った親として自分が責められる立場となることを意味したからである。野口ら(2005)は、ACブームに対するバッシングが生じた理由について、「その1つが自己責任論」「つまり自分のことは自分で責任を持つべきなのに、どうして親のせいにするのか、という反発である」、と語っている。

このような中、ACブームの火付け役であった斎藤は、一般向け雑誌で「さよならアダルト・チルドレン」と題し、ACという言葉は今後使わないと宣言した(1998)。斎藤は「ACブームに対するバッシングが高まるだろうとっていて」、「外傷体験の方」を「トラウマサバイバーと言わないとまずい」との意図であった、と述べている(野口ら2005)。

こうしてACという語は、ブームとほぼ同時にバッシングの対象にもなった。2000年代頃までには、表立って自らをACと語る人は減り、それを有用な治療的定義とみなすのは自助グループと、ごく一部の治療機関に限られるようになった。しかし野口ら(2005)は、ACという言葉が世の中に与えた影響を、「AC概念の特徴として、自己申告性が挙げられ(略)、被害者の側が自らの主観によって自らを定義していく、中立とか客観性という基準からの自己定義権の奪還というものがあった」「その後広がっていく虐待・DVの防止運動につながる革新性、先進性もあったのではないか」と評価している。

3. 被害者に対する社会的認識 現状と今後

以上、ここ十年の被害者支援に対する出来事等を概観してきたが、

- 深刻な災害・犯罪に際してのPTSDに関する報道
- 心情を訴えるようになった被害者と、被害者の立場に配慮しながら伝える報道
- 被害者支援に関する立法の漸次的な策定

といったことにより、重篤な犯罪の被害者に対する市民の意識は培われてきているように見受けられる。おそらく、たいいていの人にはトラウマという語を知っており、犯罪被害の被害者に敬意の念を持っているのではないかと推察される。

一方で、身近さゆえに従来は被害として認識されなかった事象に関しても、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、DV、児童虐待といった被害の名称が、十分に認識されてきたように見受けられる。しかし、DVに関する意識調査にみられるように、重篤な被害（加害）についてはそれが暴力であるという認識が定着しているが、比較的軽微な暴力行為に対しての認識が消極化しているという問題がある。

さらには、ACのように、「どこにでもある」「あくまで自己申告性の」被害については、むしろバッシングの対象となり、社会の認識から葬り去られつつある。

このように見てくると、総じて被害者支援に対する社会的機運は発展してきたが、重篤（と思われるよう）な被害は同情の対象となるが、そうでない（と思われるような）被害は「たいしたことない」と軽視されるというように、被害の軽重で一般市民の態度の差ができてきているようにも思われる。

この10年の報道で、私たち日本の一般市民は深刻な被害者像をたくさん見てきた。それは重要なことだが、一方で私たちが生活で経験する被害・加害の大多数は、「双方に言い分があり、犯罪として訴えたり、訴えられたりしない程度のもの」である。私たち一人一人が実際にできることは、そうした日常的な被害・加害にきちんと取り組むことである。それが、ひいては生き易い社会を作り、凶悪犯を抑止することにもつながるだろう。ところが5割近い大人たちが「男女間で殴るふりをして脅す程度の行為は、暴力とはいえない場合がある」と考えている（内閣府17年度調査）ことから分かるように、日常の被害・加害について思慮を深めることの重要性について、現在の日本で十分に意識化されているとはいいがたい。

筆者が考えるに、おそらくそのことには、日本の文化傾向が大きく影響しているだろう。従来、日本文化には、被害・加害をあまり意識化しない傾向があるため、ただ重篤な被害者の心痛が繰り返し報道されるだけでは、それは「あちらの世界」の話として日常生活と分断されてしまい、犯罪被害体験者の言葉を自分のこととして受け取

って学ぶ方向に行きにくいのではないかと考える。

日本人は「他人に迷惑をかけないようにしなさい」と教えられて育ち、インド人は逆に、「人間は他者に迷惑をかけるものである（迷惑をかけずに生きることはできない。そのことを認識していなさい）」と教えられる、と言う。日本は「和をもって尊となす」の精神で、嫌われないように・加害に至らないように気を遣う文化であり、もし被害を受けても、問題をこじれさせないように水に流すことを良しとする。欧米ほど弁護士が活用されないことにも表れているように、軽い被害で被害感を表現すると周囲から「被害者意識・権利意識が強い」といって煙たがられる。このような中で、実際に被害を受けたとき被害者は、「人から見ても、重篤な被害と言えるだろうか」と、他者の視点を強く意識する。日本人は、自分の感覚に基づいて被害を認識することや、周囲の反応はどうあれ申告し、その行動を自己肯定することに欧米人ほど慣れていないし、第三者として他者の自己申告を尊重することにも慣れていないのである。ACに対するバッシングが起こったことや、それによって自分をACだと自己定義していた人たちが早々に手を引いてしまったのも、私たちの文化が被害の自己申告を尊重する態度に慣れていなかったためであろう。

被害感を訴えない傾向は、自分が加害者とされることに慣れていないことにもつながる。日本人の親は、子ども同士がもめるとすぐに「謝りなさい」と促す。揉め事が起きたときに反射的に謝罪するという態度を教えているのである。そのような簡単なことでは済まないような被害・加害が起こってしまったときにどうしたらいいのか、日本の多くの人には教えられておらず、加害者と目されること自体にうろたえることになる。謝罪をしても「誠意がない」と被害者から言われたときに、きちんと被害者と向き合う態度をとれる人は多くないだろう。

被害者の人権が尊重され、被害を訴え易い世の中になるということは、加害者視されることもまた増えることを意味する。加害者として糾弾されたくないと思えば、社会は被害者の声を黙殺するほうに動く。よって、加害者と目されたときにどう受け止めるかという面での成熟がなければ、「被害者の人権の尊重」は実生活と遊離した観念になってしまうだろう。

筆者は、被害者のメッセージをもっと日本の市民生活に生きるものにしようとするために、有効なことの一つは、人権問題啓発の分野における犯罪被害者・遺族による講演の活用ではないかと考える。生駒市（2005）が16歳以上の男女3300人に行った調査によると、この1年間で犯罪被害者の人権に関する学習会に参加した人は1.6%であったが、「今後特に理解を深めたいテーマは」という設問においては、21のテーマの中

で「犯罪被害者の人権」の選択率は中位にランクされ、とくに男性の関心が高いことが分かっている。個人情報保護(32.8%)、高齢者の人権、障害者の人権、女性の人権、子どもの人権、労働者の人権(21.7%)に次いで7番目に、犯罪被害者の人権(20.2%)が選択されているのである。つまり、現在、一般市民が直接犯罪被害者・遺族の声を聴く機会は少ないが、そのニーズはある程度存在すると推察される。被害者の体験は、本来、多くの人の日常生活に訴えかける重要な知見を含んでいる。被害者がその経験をもとに今の日本についてどう感じているか、家庭教育や人間関係についてどう感じているか等、直接のメッセージが届く機会があれば、一般市民は自分のこととして、もっと被害者から学ぶことができるものと思われる。

また、被害者支援にかかわる専門職者が、重篤な心的傷害をおった被害者の治療に注目するだけでなく、それをどう一般市民生活に生きるものにするかを常に意識して、情報を発信していくことも重要と考えられる。具体的には、一人一人が自分の人生や生活の中で(見過ごし、あるいは蓋をしてきた)被害者としての部分を、認め・見つけ・自己肯定する作業を支援し、その意義を地道に呈示し続けることであろう。

被害感とは、被害の軽重・程度にかかわらずごく自然に生じる感情であり、悲しい、くやしいといった感情と同列に「被害感」がある。司法上で有責性が問われない被害、周囲の誰からも認めてもらえない被害は多数あるが、被害感とは誰かから肯定されなければ心に存在させてはいけないものではない。もともと、何にどのように傷けられたと感じるかは、きわめて個人的な感覚によるものである。

一人一人が自分の被害を見つめていくと、例えば次のような気持ちがあるかもしれない。「相手にも言い分はあるかもしれないが、まず私の話を聞き、私がどんな思いをしたかを分かってほしい」「周囲の人は、あなたも悪いなどと勝手に判断しないでほしい」。それをたとえ理解してもらえなくても、被害者が自分の気持ちを自己肯定できる心理的素養があれば、(そうした自己肯定をできるような方向でカウンセリングがなされれば)不必要に自分を痛めつけずにすむ。

そして、自分の被害者の部分を見つめてみると、被害が必ずしも取り返しの付かない部分だけでもないということが見えてくるし、自分が加害者と目されたときに、自分なりにどうすればよいかおのずと明らかになってくるものである。それは例えば、被害者の思いを聴き、被害者の感覚を尊重し、ある部分について謝罪することかもしれない。あるいは、その件を通じて自分が感じたことを整理し、今後に生かすことかもしれない。

違う人間同士であれば、何を被害と感じるかも大きく異なり、人に不快感を与えずに生きていくことも、不快感を与えられずに生きていくことも難しい。その意味で、

被害者になることも、加害者と目されることも決して特別なことではない。私たちにできることは、お互いの異なる感覚を聴き、尊重することの大切さだろう。個々人が、「被害にあった」という自己の感覚を、静かに自己肯定してよいのだという社会的雰囲気は今以上にできれば、他のあらゆる面において自己の感覚を、今まで以上に自己肯定できる文化になっていくだろう。また、自分の被害感を見つめ、その本質的な独自性に気づくと、「この程度なら許されるだろう」などと他者の感情を安易に判断することがなくなり、今まで以上に他者独自の感覚を慮り、真に他者を尊重できる文化へと移行していくだろう。

参考文献

- 福島章 1997年 ストーカーの心理学。PHP研究所
- Goodman,R. 2000 Children of the Japanese State: The Changing Role of Child Protection Institutions in Contemporary Japan. Oxford University Press (津崎哲雄訳 2006日本の児童養護 児童養護学への招待。明石書店)
- Goodman, R. 2004 日本における児童虐待の問題—児童虐待の「発見」と防止策の展開。21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」第21回トランスナショナリティ研究セミナー講演録
http://www.let.osaka-u.ac.jp/coe/interface_php/japanese/new/new_report20040130_j.pdf
- 晴野まゆみ 2001 さらば、原告A子—福岡セクシュアル・ハラスメント裁判手記。海鳥社
- Herman, J. L. 1992 Trauma and Recovery. Basic Books (J. L. ハーマン著 中井久夫訳 1996 心的外傷と回復。みすず書房)
- Clarke, E. 1982 Stopping sexual harassment a handbook. Labor Notes (働くことと性差別を考える三多摩の会訳 1988 日本語版性的いやがらせをやめさせるためのハンドブック。働くことと性差別を考える三多摩の会)
- 働くことと性差別を考える三多摩の会 1991 女6500人の証言—働く女の胸のうち。学陽書房
- 法務総合研究所 2002 平成14年度版犯罪白書のあらまし。財務省印刷局
- 生駒市 2005 生駒市人権問題に関する市民意識調査報告書。生駒市
- 蔭山英順 2000 犯罪被害者サポートと臨床心理士。臨床心理士会報 12(1) p.33-35
- 傍示文昭・前田正治 2003 災害および犯罪とメディア。心的トラウマケア・ガイドライン—福岡県—。PTSD 専門家会議委員会監修 p.79-84
- 小西聖子 1996a 解説。(J. L. ハーマン著 中井久夫訳 1996 心的外傷と回復。みすず書房 p.381-386)
- 小西聖子 1996b 犯罪被害者の心の傷。白水社
- 厚生労働省 2005 第20回男女雇用機会均等月間について。平成17年5月30日報道発表 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/05/h0530-2/jtml>
- 村本邦子 2001 暴力被害と女性 理解・脱出・回復。昭和堂
- 中下裕子・金子 雅臣・福島 瑞穂・鈴木 まり子 1991 セクシュアル・ハラスメント—「性」はどう裁かれているか。有斐閣選書
- 西山明 1995 アダルト・チルドレン 自信はないけど生きていく。三五館
- 信田さよ子 1996 アダルト・チルドレン 完全理解。三五館
- 野口裕二 2002 コラム アダルト・チルドレンという言葉はどこでどのように生まれたのですか?。知って

- いますか?アダルト・チルドレン一問一答 齊藤学監修 p.25
- 野口裕二・信田さよ子・齊藤学 2005 鼎談 この10年を振り返る ～AC・共依存・性虐待の記憶をめぐる議論とバッシング～. アディクションと家族 22(3) p.232-241
- 緒方明 1996 アダルトチルドレンと共依存. 誠信書房
- 落合恵子 1985 ザ・レイプ. 講談社
- 岡堂哲雄 1999 家族心理学からみた夫婦間暴力. 現代のエスプリ383ファミリー・バイオレンス 岡道哲雄・関井友子編集 p.27-40
- 大塚義孝・村瀬嘉代子・杉村省吾・富永良喜・久留一郎・三木善彦 2002 シンポジウム「被害者支援と臨床心理士の課題」. 被害者支援と臨床心理士の課題—室内シンポジウム報告集(2002)—. p.1-28. 財団法人日本臨床心理士認定協会
- 「夫(恋人)からの暴力」調査研究会 1998 ドメスティック・バイオレンス 夫・恋人からの暴力をなくすために. ゆうひかく選書
- 齊藤学・野口裕二・妹尾栄一 1999 鼎談/嗜癖から心的外傷へ. アディクションと家族 16(2) p.123-138
- 斎藤学 1996 アダルト・チルドレンと家族. 心のなかの子どもを癒す. 学陽書房
- Schaeff, A.W. 1987 When Society Becomes an Addict. HarperSanFrancisco (A. W. シェフ著 斎藤学訳 1993 嗜癖する社会. 誠信書房)
- 新谷一幸 2000 セクシュアル・ハラスメントと人権 キャンパス・セク・ハラの見方・考え方. 部落問題研究所
- 上野加代子 1994 児童虐待の社会的考察. Sociology 39(2) p.3-18
- 社会安全研究財団 2002 犯罪に対する不安感等に関する世論調査. 社会安全研究財団
- Walker, L. E. 1979 The Battered Woman. Harper & Row. (L. E. ウォーカー著 齊藤学監訳 1997 バタードウーマン 金剛出版)
- Whitfield, C. L. 1989 Healing the Child Within: Discovery and Recovery for Adult Children of Dysfunctional Families. Hci (C. L. ウィットフィールド著 斎藤学監訳 鈴木美保子訳 1997 内なる子どもを癒す～アダルトチルドレンの発見と回復. 誠信書房)